登録免許税法施行規則第１２条第５項の規定に関する証明書

　吸収合併により消滅する◯◯株式［合同］会社に係る登録免許税法施行規則第１２条第５項に掲げる額は次のとおりである。

１　吸収合併により消滅する会社の当該消滅の直前における資産の額（登録免許税法施行規則第１２条第５項第１号）

　　　　金◯◯円

２　吸収合併により消滅する会社の当該消滅の直前における負債の額（登録免許税法施行規則第１２条第５項第１号）

　　　　金◯◯円

３　吸収合併後存続する会社が当該吸収合併に際して当該吸収合併により消滅する各会社の株主［社員］に対して交付する財産（当該吸収合併後存続する株式会社の株式［合同会社の持分］を除く。）の価額（登録免許税法施行規則第１２条第５項第２号）

　　　　金◯◯円

４　３の交付する財産のうち当該吸収合併後存続する株式会社が有していた自己の株式の価額（登録免許税法施行規則第１２条第５項第３号）

　　　　金◯◯円

　上記の額に相違ないことを証明する。

　　令和◯年◯月◯日

◯◯県◯◯市◯◯町◯番◯号

株式［合同］会社◯◯

代表取締役［代表社員］　◯◯　◯◯